

2026 年 8 月 24 日

各 位

株式会社 みなと銀行

明石市との遺贈寄付に関する協定締結について

りそなグループのみなと銀行は、円滑な遺贈寄付※を実現するため、明石市と「遺贈希望者に対する遺言信託業務の紹介に関する協定書」を締結しました。

当社は、兵庫県内に本店を置く信託兼営金融機関として、遺言信託などの機能を活用し、お客さまの想いの実現や次世代への資産承継を支えています。

※ 寄付の意思を持つ個人が、遺言書により特定の団体等に寄付する意思を示し、お亡くなりになられた後、遺言書の内容に沿って財産を寄付すること

近年、少子高齢化の進展や単身世帯の増加を背景に、遺贈寄付に対するニーズが高まっています。本協定に基づき、明石市と連携を強化し、市民の皆さまの「地域のために貢献したい」という想いを実現するための支援体制を構築してまいります。

今後も地域金融機関として、市民の皆さまの想いを未来へつなぐとともに、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

【協定の概要】

協定の名称

「遺贈希望者に対する遺言信託業務の紹介に関する協定書」

締結日

2026 年 8 月 24 日(月)

主な協定内容

明石市への遺贈を希望される方に対して、みなと銀行の遺言信託業務に関する相談窓口を紹介し、遺言作成から遺言執行までを含めた円滑な遺贈手続きを支援します。

協定締結式

日時 2026 年 8 月 24 日(月) 13 時 10 分～14 時 00 分

場所 明石市役所本庁舎 3 階 303 会議室

出席者 明石市 市長 丸谷 聡子

株式会社みなと銀行 明石統括部長 勢志 淳

株式会社三井住友銀行

三井住友信託銀行株式会社

以上